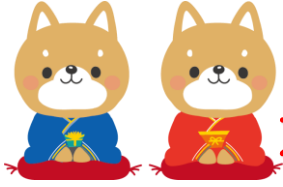


～スポーツから笑顔が生まれるまちづくり～

■問・申し込み 東松島市体育協会 ☎82-9030 平日 9時～17時



旧年中は大変お世話になりました
本年もよろしくおねがいいたします

平成30年度 社会体育施設定期利用申込受付開始

東松島市内で活動しているスポーツ団体を対象に、社会体育施設（市民体育館・鷹来の森運動公園・矢本運動公園・赤井地区体育館）を、年間を通して定期的に利用したい団体の申し込みを受付いたします。

- ・利用期間 平成30年4月～31年3月末（日曜日を除く）
- ・提出書類 社会体育施設定期利用希望申込書
団体規約（規約がある場合）
団体会員名簿
- ・締め切り 1月31日（水）
- ・提出場所 東松島市体育協会（市民体育館2階）
- ・利用条件 体育協会が行う事業、会議等への参加・協力など

※新規申込希望の団体は体育協会事務局にお問い合わせください。

※鷹来の森運動公園の屋内運動場は、定期的な貸出しておりません。

※希望日程等が必ずしも利用できるものではないことをご了承ください。

鷹来の森運動公園からのお知らせ

屋内運動場A棟が施設整備のため貸出しできませんのでご了承ください。

予定期間 2月20日（火）～2月25日（日）

